

## 猪名川町立中学校改革プラン

子ども達が育つための

# I<sub>N</sub>AGA WAKU<sub>W</sub>ORK PLAN

～あい・ワクワクプラン 中学校編～

猪名川町教育委員会・猪名川町中学校長会（令和8年4月改定）

### 1 目的

急速な社会変化が進むVUCAの時代を生きる子どもたちが、自ら課題を見だし、他者と協働しながら次の時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育成することを目的とする。

そのためには、ICTの効果的な活用を含めた個別最適な学びと協働的な学びの充実により学びの質を高め、学習効果の最大化を図るとともに、ゆとりある学校生活及び家庭生活を基盤として、豊かな心とよりよい人間関係を育むことが求められる。

そこで、教職員が授業をはじめとする質の高い教育活動に一層注力し、心身ともに健康な状態で生徒と向き合う時間を確保できるよう、すなわち、生徒一人一人の学びと生き方の支援に専心できる環境を整えるため、町立中学校における働き方改革を継続的かつ計画的に推進するものである。

### 2 超過勤務の実態

文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日）」に、「①1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内、②1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内」と上限の目安時間を明示している。

町立中学校においては、令和6年度調査対象54人（管理職を含む）のうち、平均で1か月の超過勤務が上限である月45時間を超えていて80時間未満の者が23人（42.6%）、いわゆる過労死ラインの月80時間を超えている者が2人（3.7% ※令和3年度より約10ポイント減）という実態がある。

参考（令和6年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査）

中学校の超過勤務「月45時間以上80時間未満」 33.4%

「月80時間未満時間以上」 8.1%

なお、教職員の勤務時間は1日7時間45分であり、大半の教職員の勤務時間の始まりは午前8時15分、終わりは午後4時45分と定められている。

### 3 プラン

---

#### (1) 教育課程の見直し

##### ア 授業日

###### 夏季休業日の変更

- ◆8月31日から遡り平日2日間を授業日とし、その初日を2学期始業日とする。  
2学期始業式：令和8年8月28日（金）

##### イ 時間割

###### 5時間授業の実施

- ◆週1日～2日を5校時 とする。

・必要に応じて個別支援、教育相談、諸会議、授業研究等に充て、学びや生活の質の向上を図り、生徒と向き合う時間を確保しながら、教職員間の情報の共有や支援のあり方に関する共通理解を深める。

##### ウ テストのあり方

定期テストは実施しない（令和5年度以降、定期テストは廃止している。）

- ◆各学期末に実力（学力）テストとして実施し、既習内容を出題範囲とする。

・知識・理解を大切にしつつ、生徒が考え議論する授業づくりを促進する。  
・単元テストを中心とした評価を行い、学期末に実施する実力（学力）テストも効果的に活用し、指導と評価の一体化をさらに進める。  
・MEXCBTやデジタル採点システム等を活用し、問題作成、採点、成績処理業務の負担を軽減する。

##### エ 下校時刻

###### 下校時刻の繰り上げ

- ◆年間を通して 原則16時45分下校とする。

・生徒が心身ともにゆとりをもって家庭生活を送る時間を確保する。  
・教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務できるための時間的・心理的余裕を生み出す。電話対応時間も16時45分を最終時刻とする。  
・部活動の地域展開に伴い早める。

##### オ 卒業証書授与式

###### 卒業式日程の変更

- ◆公立高等学校学力検査日の3日（程度）後に実施する。

・公立高等学校学力検査日直前まで、落ち着いた雰囲気です3年間のまとめ等の授業を確保する。  
・公立高等学校受検者が集中して受検に向かえる環境を作る。

## カ 学校行事

学校教育目標の達成、生徒の成長に資する学校行事の実施

- ・生徒の企画・運営により、自主性・創造力・協働する力を育む。
- ・行事を実施することによる教育効果を、費やした時間や労力で測ることなく、あくまでも「自分として」「集団として」の育ちを中心に評価することとする。各学校で既存の行事のあり方にとらわれないようにする。

### (2) チーム担任制について

◆通常学級を1学級2名以上、または複数学級を学級数以上の複数教員で担任する。

- ・生徒にとって、自分にかかわる教師が増え、考え方や人間関係に幅が出る。  
(生徒アンケートによると概ねチーム担任制を好意的に受け止めている。)
- ・生徒や保護者の相談窓口が広がる。
- ・学級担任の先導が減り、自分で考え主体的に行動する場面が増える。
- ・教師にとって、多角的・多面的な生徒理解ができるようになる。
- ・チーム内での連携(報告・連絡・相談・確認)がより一層必要になるため、コミュニケーションが増え教師に一体感が生まれる。
- ・生徒指導事案の対応をチームで行うことができる。

### (3) 研究と修養の見直し

改正教育公務員特例法を受けて改正された「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった新たな教師の学びを実現できるよう、研修機会と研修体制を見直す。

ア 校内研修の日常化・活性化(互いの授業参観・批評)

イ 学校の課題に対応した研修の精選・重点化と協働的な学び

ウ 管理職の下での、個々のステージに応じた主体的・自律的な研修内容

### (4) 授業の見直し

主体的・対話的で深い学びの主語は「子ども」である。

主体的・対話的で深い学びの実現のためには、授業改善に向けて「学習者の視点」と「授業者の視点」との往還が重要であるとの認識を基本に、各教科研究会、各学校等での取組を進める。

### (5) 業務の見直し

生徒の育ちを第一とする教職員の働き方について、以下の考え方を保護者や地域住民と共有する。

ア 猪名川町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 R8.4  
(以下「・」記載内容…現状、行われている業務)

【学校以外で担うべき業務】

- ①地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
  - ・児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についてコミュニティ・スクール（学校運営協議会）等を中心として行うことについて、地域理解を促進
- ②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
  - ・スクールロイヤーの配置により、法に基づく助言が得られる体制を整備し、早期解決を支援
  - ・教育支援センターを含む教育委員会による対応支援及び対応の引き継ぎ
- ③登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
  - ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や学校支援ボランティアによる登下校に関する連絡調整や見守り活動の実施
  - ・欠席連絡アプリの導入
- ④放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
  - ・川西警察署と学校と警察との相互連絡制度に基づく「学校と警察との相互連携にかかる協定」の締結
  - ・県・市町共同メッセージの発信。
  - ・勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話機の更新時等に録音機能整備を検討
  - ・学校外の不審者等に関する、地域住民から学校への情報提供に対して、情報提供者による警察への通報等、対応を統一
- ⑤学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
  - ・学校徴収金や学校給食費の公会計化
  - ・保護者から各業者への行事写真や副教材の直接購入
  - ・修学旅行費の旅行業者による徴収
  - ・卒業アルバム代の制作業者による徴収

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

- ①調査・統計等への回答
  - ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を実施し、調査数・量を縮減
  - ・懇談日程のフォーム入力による調整
  - ・学校評価のフォーム入力による作成
- ②学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
  - ・A I活用による文書作成補助
  - ・音声入力による文書作成の簡素化
- ③ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
  - ・教育委員会とヘルプデスクとの連携による、学校現場への支援範囲の拡充

- ・町教委による管理マニュアル（サポート関係）作成
- ④学校プールや体育館等の施設・設備の管理
  - ・学校プールの施設管理・水泳授業指導の民間事業者等への業務委託
  - ・地域ボランティアを活用した学校敷地内の草刈り等の施設管理
- ⑤校舎の開錠・施錠
  - ・体育館等の地域開放施設の管理業務について、事務手続き等の電子化を推進
- ⑥児童生徒の休み時間における安全への配慮
  - ・県・市町共同メッセージの発信やコミュニティ・スクール（学校運営協議会）等を通じて、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進
  - ・図書ボランティアによる図書館開放
- ⑦校内清掃
  - ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化による、教職員の負担軽減を促進
- ⑧部活動
  - ・平日及び休日の部活動地域展開の実施
  - ・地域クラブ活動推進員の配置

**【教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】**

- ①授業準備
  - ・スクールサポートスタッフの配置による業務支援
  - ・採択した教科書に準拠した指導案の提供や指導計画の作成に係る研修の実施
  - ・ICTを活用した授業準備に係る研修等支援の実施
  - ・担当者会における教材の共有（データ化）
- ②学習評価や成績処理
  - ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えたICT環境整備の推進
  - ・校務支援システムや採点ソフトによる教師の業務負担の軽減
  - ・デジタルドリルの導入
- ③進路指導の準備
  - ・スクールサポートスタッフの配置による業務支援
- ④支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、スクールアシスタント・スクールサポーターの配置による助言等の支援を実施
  - ・学校問題サポートチームの派遣
  - ・教育支援センターによる不登校保護者の会の実施
  - ・「猪名川の教育オープンセミナー」の実施
  - ・スクールカウンセラーからのお便りの配布
  - ・スクールソーシャルワーカー・教育支援センターによるリーフレットの作成

⑤給食の時間における対応

- ・栄養教諭や学級担任による食に関する指導
- ・学校支援ボランティアによる、小学1年生への給食開始当初の配膳補助

⑥学校行事の準備・運営

- ・スクールサポートスタッフの配置による業務支援
- ・学校行事の内容精選
- ・PTA等による、受付・見回りの協力
- ・来賓対応の簡素化

イ 生徒支援の考え方

- 「社会ではいけないこと、許されないこと、犯罪に当たること」は、「学校でもしてはいけないこと、許されないこと、犯罪に当たること」であるという基本認識に立ち、教育委員会の指導・助言をもとに、
- ・いじめを含めて、犯罪に該当する事案については警察に通報する。
  - ・早期に保護者と共通理解を図り解決を目指す。
  - ・関係機関や専門家とのネットワークを即時に構築し、組織的に解決する。